（港湾新技術研究官）

第六十九条　港湾・沿岸海洋研究部に、港湾新技術研究官一人を置く。

２　港湾新技術研究官は、命を受けて、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

一　港湾の整備、利用及び保全に係る新技術に関すること。

二　航路の整備及び保全に係る新技術に関すること。

三　港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に係る新技術に関すること。

（沿岸海洋新技術研究官）

第七十条　港湾・沿岸海洋研究部に、沿岸海洋新技術研究官一人を置く。

２　沿岸海洋新技術研究官は、命を受けて、沿岸海洋の利用、開発及び保全に係る新技術に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

（津波・高潮災害研究官）

第七十一条　港湾・沿岸海洋研究部に、津波・高潮災害研究官一人を置く。

２　津波・高潮災害研究官は、命を受けて、港湾及び沿岸海洋における津波又は高潮による災害への対策に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

（港湾・沿岸海洋研究部に置く室）

第七十二条　港湾・沿岸海洋研究部に、次の六室を置く。

港湾計画研究室

港湾システム研究室

港湾施設研究室

沿岸域システム研究室

海洋環境・危機管理研究室

港湾・沿岸防災研究室

（港湾計画研究室の所掌事務）

第七十三条　港湾計画研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、港湾・沿岸海洋研究部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第七十四条　（略）

（港湾施設研究室の所掌事務）

第七十五条　港湾施設研究室は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾の施設に関する技術上の基準に関すること。

（沿岸域システム研究室の所掌事務）

第七十六条　沿岸域システム研究室は、沿岸域の総合的な利用、開発及び保全に関する計画に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

（海洋環境・危機管理研究室の所掌事務）

第七十七条　海洋環境・危機管理研究室は、沿岸海洋の環境及び危機管理に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（港湾・沿岸防災研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（港湾新技術研究官）

第七十四条　港湾研究部に、港湾新技術研究官一人を置く。

２　港湾新技術研究官は、命を受けて、港湾研究部の所掌事務に係る新技術に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（港湾研究部に置く室）

第七十五条　港湾研究部に、次の四室を置く。

港湾計画研究室

港湾システム研究室

港湾施設研究室

港湾施工システム・保全研究室

（港湾計画研究室の所掌事務）

第七十六条　港湾計画研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、港湾研究部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第七十七条　（略）

（港湾施設研究室の所掌事務）

第七十八条　港湾施設研究室は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾の施設に関する技術上の基準に関すること（港湾施工システム・保全研究室の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

（新設）